

1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたすような氾濫の発生が想定される区域(以下、家屋倒壊等氾濫想定区域)と、(4)公表する河川(以下、公表河川)の河岸侵食による家屋倒壊等氾濫想定区域(以下、家屋倒壊等氾濫想定区域)とを併せて表示した図面である。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表する河川(以下、公表河川)中「(4)その他図示する河川」の河岸侵食による家屋倒壊等氾濫想定区域も表示している。

(2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河岸侵食を想定して、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)に伴う洪水による「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河岸侵食を想定したものである。

(3) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河岸が侵食された場合における、家屋の傾倒・流出等の危険性がある区域の目安を示すもので、個々の家屋の構造・強度特性等の違いから、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。

2 基本事項等

(1) 作成主体 兵庫県

(2) 公表年月日 令和元年5月31日

(3) 公表する河川 千種川水系高津川、加屋川、加屋川放水路、新川、長谷川、矢野川、小野川、龍下川、柳川、高田川、安室川、繁ヶ原川、鞍馬川、大宮川、藤谷川、杉尾川、カチジ川、岩木川、細野川、秋里川、大目山川、藤山川、板山川、大地川、熊井川、須安川、山田川、江川、西河内川(佐用川支川)、尾川、美濃川、金谷川、長谷川(佐用川支川)、龍川、藤谷川(佐用川支川)、東谷川、藤谷川、大下り川、登谷川、角龍川、本郷川、鎌倉川、鎌ノ尾川、長谷川(志文川支川)、二谷川、中ノ下川、大谷川、岩井谷川、保草谷川、矢野川(志文川支川)、西山川、岩野川、河内川、西河内川(千種川上流)(公表編長編:西播磨県民局)

(4) その他図示する河川 千種川水系千種川、佐用川、志文川

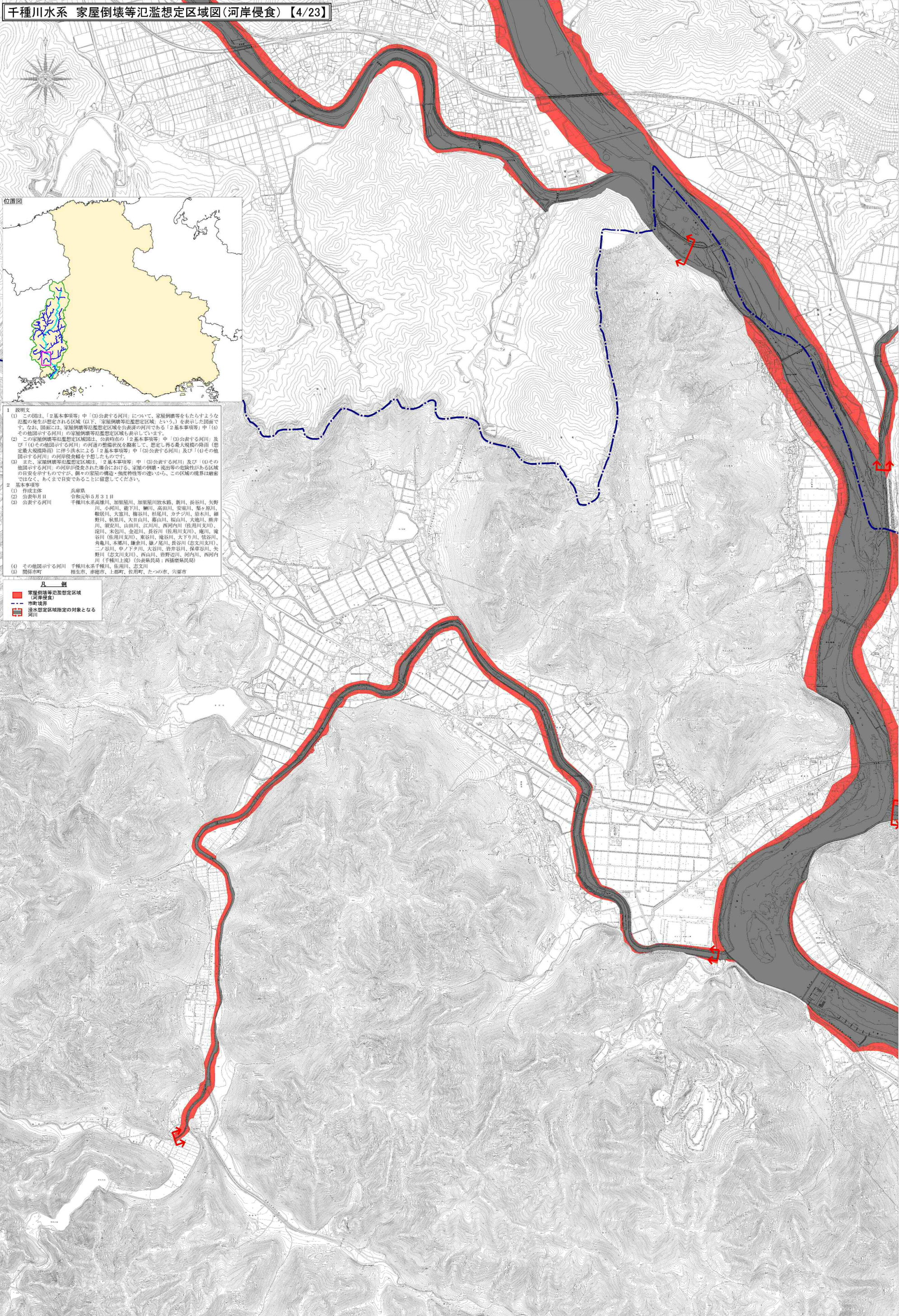
(5) 関係市町 相生市、東播磨市、土庄町、佐用町、たつの市、宍粟市

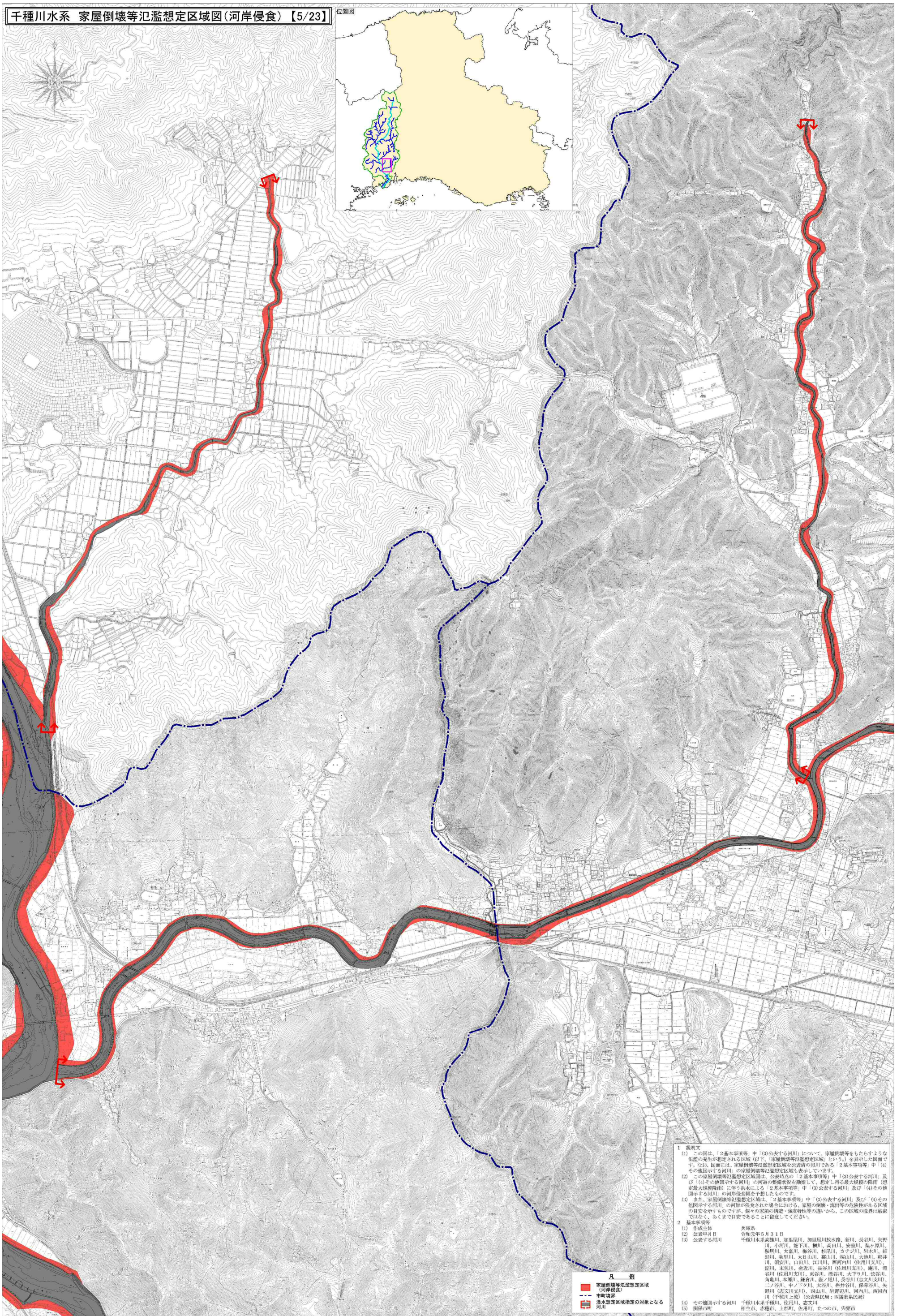
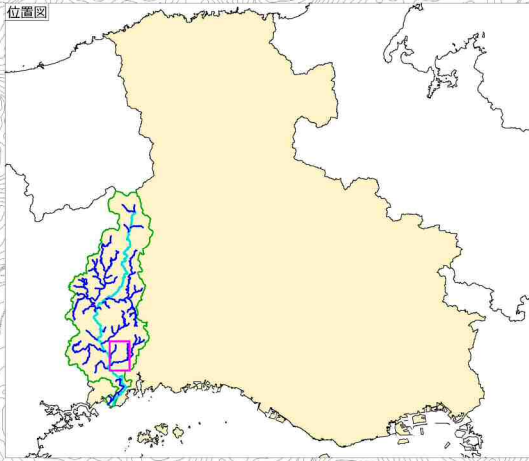
凡一 記

■ 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)

--- 市町境界

■ 氾濫想定区域指定の対象となる河川





1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもちろさうな氾濫の発生が想定される区域(以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という。)を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表する河川(以下、「公表する河川」という。)の他に、(4)その他図示する河川の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。

(2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河川の整備状況を踏まえて、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)に等しい洪水による「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河川侵食を予想したものです。

(3) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河岸が侵食された場合における、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すもので、個々の家屋の構造・強度等の違いにより、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることを留意してください。

2 基本事項等

(1) 作成主体 兵庫県
 (2) 公表年月日 令和元年5月31日
 (3) 公表する河川 千種川水系高津川、加東川、加東川用水路、新川、長谷川、矢野川、小川、能下川、柳川、高田川、安室川、梨ヶ原川、鞍掛川、大室川、橋谷川、杉尾川、カチノ川、岩木川、津野川、秋屋川、大室山、野山、野山、大室川、新井川、新安川、山田川、江川、西河内川(佐用川支川)、淀川、未包川、金沢川、長谷川(佐用川支川)、庵谷川(佐用川支川)、東谷川、庵谷川、太下川、笠谷川、俣川、本郷川、鎌倉川、鎌倉川、長谷川(笠谷川支川)、二ノ谷川、中ノ下川、大谷川、岩井谷川、保草谷川、矢野川(志文川支川)、西山川、岩野辺川、河内川、西河内川(千種川上流)(公表主体:西播磨振興局)

(4) その他図示する河川 千種川水系千種川、佐用川、志文川
 (5) 関係市町 相生市、赤穂市、上郡町、佐用町、たつの市、宍粟市

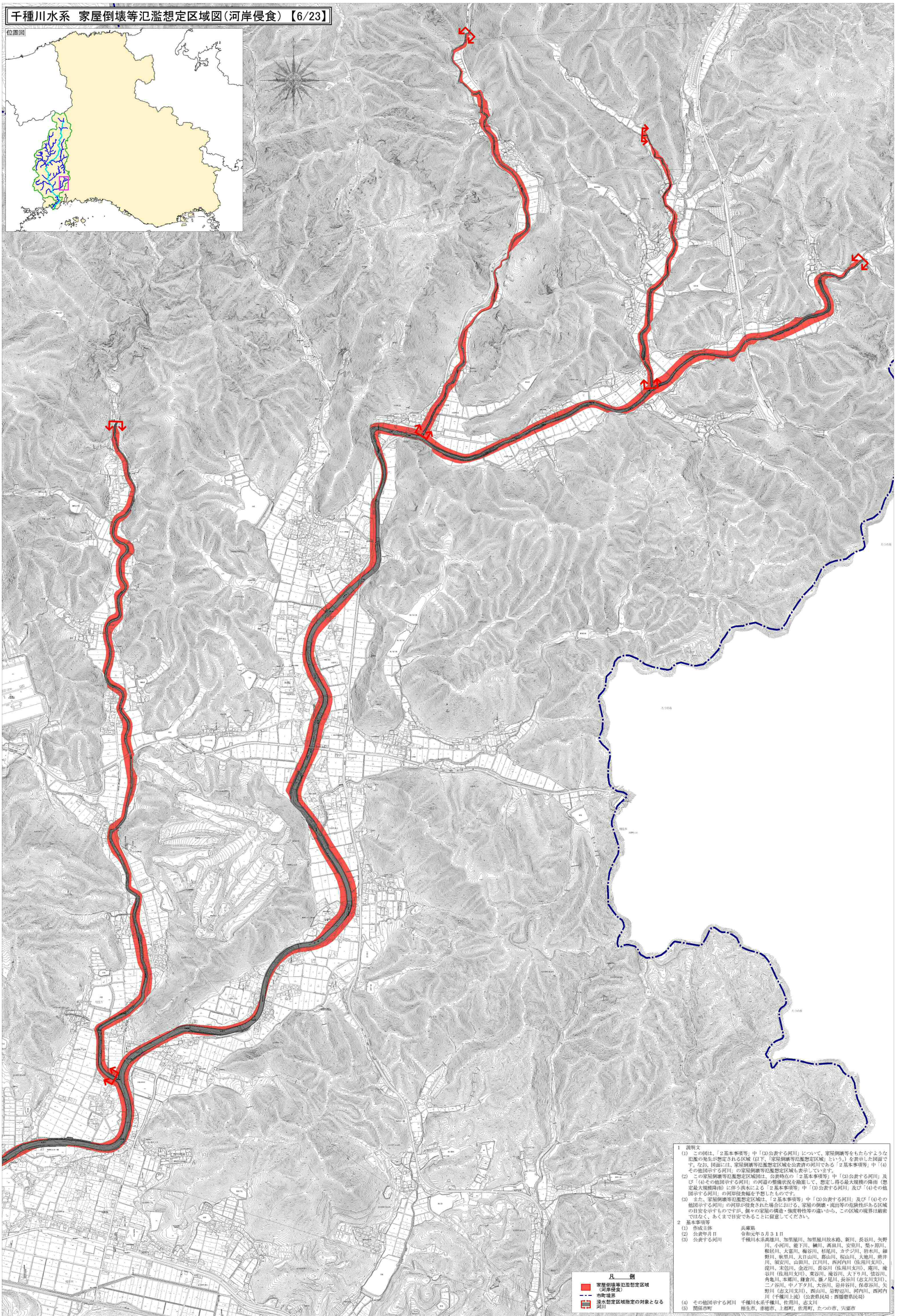
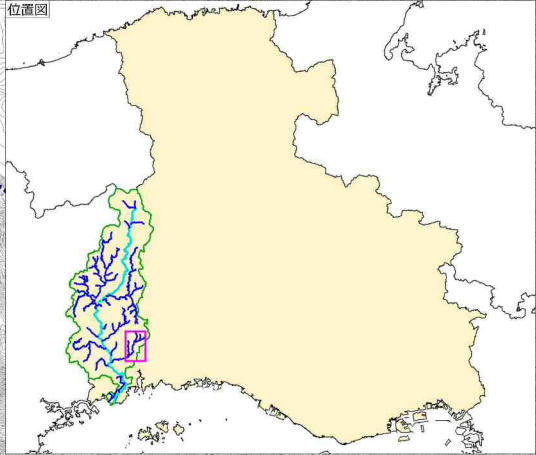
凡 例

■ 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)

--- 市町境界

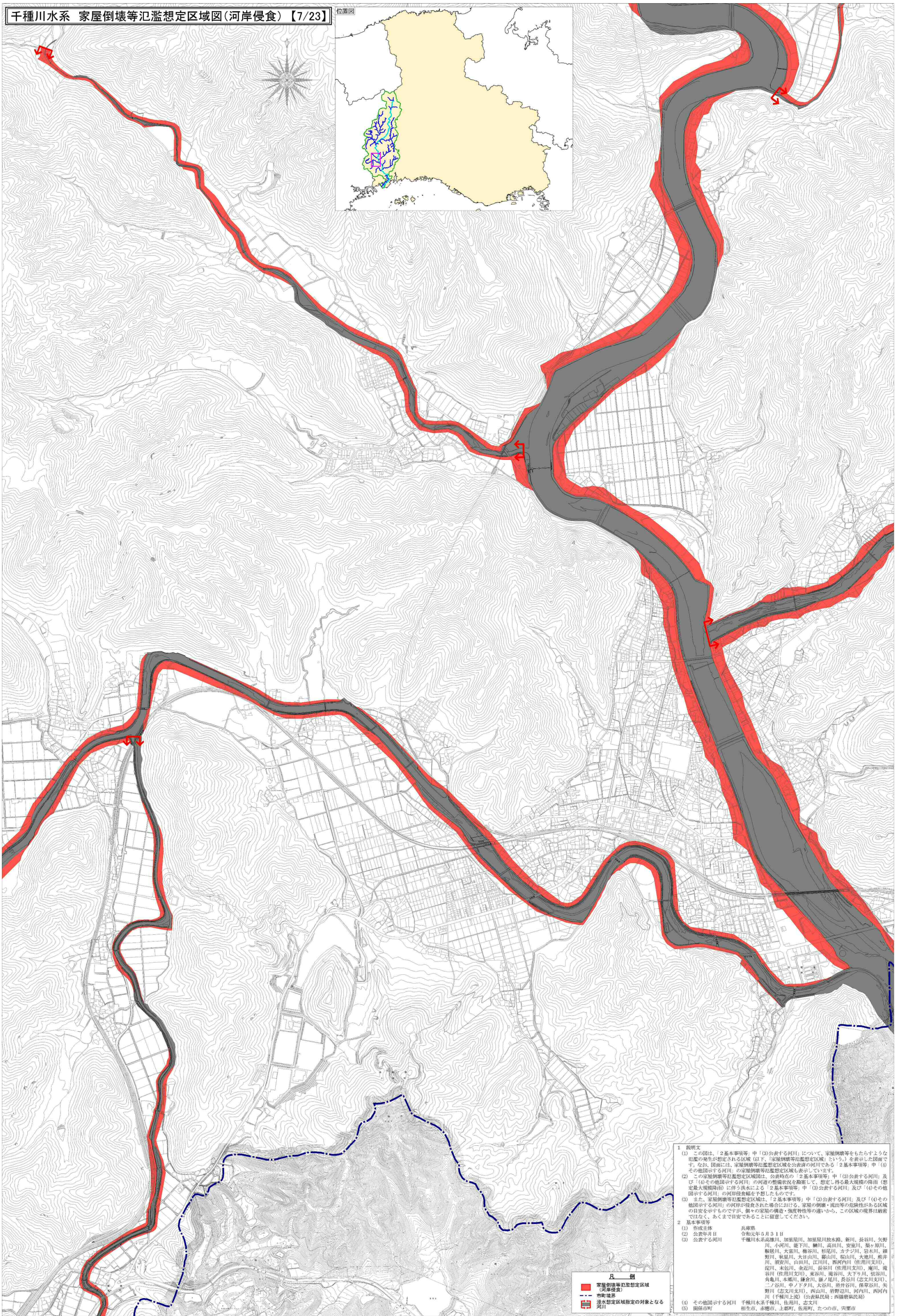
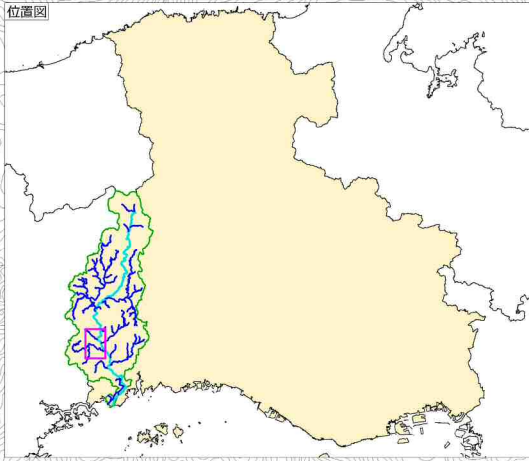
■ 治水想定区域指定の対象となる河川

千種川水系 家屋倒壊等氾濫想定区域図(河岸侵食)【6/23】



1 説明文
 (1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という。)を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表する河川である「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。
 (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河道の整備状況を踏査して、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)に伴う洪水による「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河岸侵食幅を予想したものです。
 (3) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河岸が侵食された場合における、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものですが、個々の家屋の構造・強度特性等の違いから、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることを留意してください。
 2 基本事項等
 (1) 作成主体 兵庫県
 (2) 公表年月日 令和元年5月31日
 (3) 公表する河川 千種川水系高瀬川、加里屋川、加里屋川放水路、新川、長谷川、矢野川、小河川、能下川、鱒川、高田川、安室川、梨ヶ原川、鞍掛川、大富川、梅谷川、杉尾川、カチノ川、岩木川、榊野川、秋野川、太田山川、高田川、松山川、大畑川、新井川、築安川、山田川、江川川、西河内川(佐用川支川)、滝川、末包川、金沢川、長谷川(佐用川支川)、滝川、滝谷川(佐用川支川)、栗谷川、滝谷川、太下川、笠谷川、角尾川、本郷川、鎌倉川、瀬ノ尾川、長谷川(志文川支川)、二ノ谷川、中ノ下川、大谷川、岩井谷川、保良谷川、矢野川(志文川支川)、西山川、岩野川、河内川、西河内川(千種川上流)(公表県民局:西播磨県民局)
 (4) その他図示する河川 千種川水系千種川、菅川、志文川
 (5) 関係市町 千種市、津和野市、上町、佐用町、たつの市、宍粟市

凡 例
 ■ 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)
 - - - 市界
 ■ 浸水想定区域指定の対象となる河川



1 説明文

(1) この図は、2基本事項等 中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という。)を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表する河川である、2基本事項等 中「(4)その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。

(2) この家屋倒壊等氾濫想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河道の整備状況を加味して、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)に伴う洪水による「2基本事項等 中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河岸侵食幅を予想したものです。

(3) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河岸が侵食された場合における、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものですが、個々の家屋の構造・強度・居住者の離れ方、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることを留意してください。

2 基本事項等

(1) 作成主体 兵庫県
 (2) 公表年月日 令和元年5月31日
 (3) 公表する河川 千種川水系高瀬川、加東川、加東川放水路、新川、長谷川、矢野川、小河川、能下川、瀬川、高田川、安室川、梨ヶ原川、鞍馬川、大富川、柳谷川、杉尾川、カチノ川、岩木川、津野川、秋屋川、太田山川、野山川、稲山川、木瀬川、赤井川、須安川、山田川、江口川、西河内川(佐用川支川)、淀川、未包川、金沢川、長谷川(佐用川支川)、庵川、滝谷川(佐用川支川)、東谷川、滝谷川、太下川、笠谷川、角亀川、木瀬川、鎌倉川、瀬ノ尾川、長谷川(志文川支川)、二ノ谷川、中ノ下川、大谷川、岩野川、保草谷川、矢野川(志文川支川)、西山川、岩野川、河内川、西河内川(千種川上流)(公表機関:西播磨振興局)

(4) その他図示する河川 千種川水系高瀬川、加東川、志文川
 (5) 関係市町 相生市、赤穂市、上郡町、佐用町、たつの市、宍粟市

凡例

■ 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)

--- 市界

■ 氾濫想定区域指定の対象となる河川